

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の定款第5条に規定する会員の入会及び退会等に関し必要な事項を定める。

### (会員の種類及び定義)

第2条 本協会には、次の各号に掲げる4種の会員を置く。

(1) 正会員

本協会の目的及び事業に賛同し、正会員2名以上の推薦を受けて入会した個人又は団体、企業、法人

(2) 一般会員

本協会の目的及び事業に賛同し、Sitting Volleyball等の各種競技会、イベント等に参加するために入会した個人又は団体、企業、法人

(3) 賛助会員

本協会の目的及び事業に賛同し、本協会の事業を援助するために入会した個人又は団体、企業、法人

(4) 特別会員

本協会の諸事業において顕著な貢献のあった者で理事会が承認した個人又は団体、企業、法人

### (賛助会員の特典)

第3条 賛助会員には次のものを配布する。

(1) 会員証（ADカード）

(2) 予定表（本協会が発行する事業予定）

2 賛助会員は、本協会が指定した主催事業において、次の特典を受けることができる。

(1) 会員専用閲覧席の確保

(2) プログラムの無料配布

(3) 競技会場内での撮影許可

### (入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入して代表理事に提出しなければならない。なお、正会員として入会しようとする者については、正会員2名以上の推薦状を併せて提出することを要する。

2 入会申込を受け付けた者について、理事会において入会の可否を決定し、入会決定通知書により本人に通知するものとする。

3 賛助会員については、理事会において毎年度ごとに定員を設けるものとする。

### (会員資格の有効期間)

第5条 会員資格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 前項に定める有効期間の途中で入会した場合であっても、入会日後最初の3月末日の到来をもって当該年度の会員資格は失効するものとする。

(入会金及び年会費)

第6条 会員の入会金及び年会費は次の通りとする。なお、特別会員については入会金及び年会費の支払いを免除する。

(1) 入会金

①正会員

個人 5,000円

団体、企業、法人 20,000円

②一般会員

個人 5,000円

団体、企業、法人 20,000円

③賛助会員

個人 1口10,000円とし、1口以上

団体、企業、法人 1口20,000円とし、1口以上

(2) 年会費

①正会員

個人 5,000円

団体、企業、法人 20,000円

②一般会員

個人 5,000円

団体、企業、法人 20,000円

③賛助会員

個人 1口10,000円とし、1口以上

団体、企業、法人 1口20,000円とし、1口以上

2 年度の途中に入会した場合でも入会金の減額はしないものとし、入会初年度の年会費については入会金をもって充てるものとする。

3 入会金及び年会費は、入会時に協会が指定した方法で納入するものとする。

(会費の用途)

第7条 前条の会費については、その全額を本協会の事業の用に供するものとする。

(会費の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費はいかなる理由があっても返還しない。

(退会手続)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が定款第9条各号に定める事由に該当したとき、その他本協会が当該会員の会員資格を継続することが不相当であると判断したときは、社員総会の議決を経て当該会員を除名することが出来る。

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 正会員全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(その他)

- 第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
- 2 この規程の改廃は、理事会の議決による。